平成27年７月21日

投資主各位

東京都渋谷区道玄坂一丁目16番３号
アクティビア・プロパティーズ投資法人
執行役員細井成明

第３回投資主総会招集ご通知

拝啓　ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、本投資法人の第３回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に賛否をご記入のうえ、平成27年８月10日（月曜日）午後６時までに到達するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第１項に基づき、本投資法人規約第14条第１項において「みなし賛成」に関する規定を定めております。**従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない投資主様につきましては、本投資主総会の各議案に賛成するものとみなされますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

＜本投資法人現行規約第14条第１項＞

「投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。」

記

１．日　　　時　　平成27年８月11日（火曜日）午前10時

２．場　　　所　　東京都千代田区丸の内二丁目７番２号
ＪＰタワー　ホール＆カンファレンス（ＫＩＴＴＥ　４階）
ホール１・２
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．投資主総会の目的である事項

決 議 事 項

第１号議案　規約一部変更の件（その１）

第２号議案　規約一部変更の件（その２）

第３号議案　執行役員１名選任の件

第４号議案　補欠執行役員１名選任の件

第５号議案　監督役員２名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社である東急不動産アクティビア投信株式会社による「運用状況報告会」を実施する予定です。ご多忙と存じますが、ご参加いただければ幸いです。

◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方１名を代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎投資主総会参考書類に記載すべき事項について、招集ご通知を発出した日から本投資主総会の前日までの間に修正する必要が生じた場合は、本投資法人のホームページ（http://www.activia-reit.co.jp/）に修正後の事項を掲載いたしますので、ご了承ください。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　　規約一部変更の件（その１）

１．変更の理由

（１）本投資法人の本店所在地を、平成27年12月31日までに開催される本投資法人の役員会において決定する本投資法人の本店移転日をもって、東京都渋谷区から東京都港区に変更するものです（規約第３条、附則第１条関係）。

（２）平成26年12月１日付で施行された投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」と略します。）の改正に関連して、以下のとおり規定の変更を行うものです。

① 投資主総会の招集手続きにおける公告の省略を可能とするため、一定の日及びその日以後、遅滞なく、投資主総会を招集する旨を規約に定めることができることと投信法で定められており、本投資法人では「一定の日」として８月15日を定めていたところ、投資主総会の開催準備や招集時期などを考慮し、当該「一定の日」を７月25日に変更するものです（規約第９条第２項関係）。

② 執行役員及び監督役員の任期について、投信法第99条第２項の新設及び第101条第２項の改正を踏まえ、投資主総会の決議によって、法令で定める限度において、その期間を延長し又は短縮することを可能とする規定を新設するものです（規約第17条第２項関係）。

（３）投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（以下「投信法施行規則」と略します。）が改正されたことに伴い、資産を主として不動産等資産（投信法施行規則に定めるもののうち不動産、不動産の賃借権、地上権及びこれらの資産のみを信託する信託の受益権をいいます。）に対する投資として運用することを目的とする旨を明確にするために、該当する規定を変更するものです。また、これに伴い、関連する字句の修正等を行うものです（規約第27条、第28条第１項、第29条第１項関係）。

（４）投資信託及び投資法人に関する法律施行令の改正により特定資産に該当する資産が追加されたことに伴い、必要となる規定の整備を行い、関連する字句を修正するものです（規約第29条第２項、第３項関係）。

（５）租税特別措置法施行規則の改正に伴い不要となった規定の削除を行うものです（規約第28条第４項関係）。

（６）投資法人における税会不一致の問題に関して、投信法及び租税特別措置法等の改正に伴い、本投資法人における課税負担の軽減を目的として利益を超えた金銭の分配を行うことが可能となるよう、規定を変更するものです（規約第35条関係）。

（７）新投資口予約権の発行に関する費用を本投資法人が負担することを明確化するため、該当する規定を変更するものです（規約第39条第２項関係）。

（８）上記のほか、役員会の議長について役員会で定めることとするため、並びに、規約の簡素化、規定内容の明確化及び特定の営業期間の終了により不要となった規定の削除等のために、必要な表現の変更及び明確化を行うとともに、字句の修正及び条項数の整備等を行うものです（規約第５条、第20条第１項、第23条、第34条、第41条第３項関係）。

２．変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

（下線は変更部分）

現　行　規　約	変　更　案
第3条（本店の所在する場所） 本投資法人は、本店を東京都渋谷区に置く。	第3条（本店の所在する場所） 本投資法人は、本店を東京都港区に置く。
第5条（投資主の請求による投資口の払戻し及び合意による自己の投資口の取得） 1．～2.　（条文省略）	第5条（投資主の請求による投資口の払戻し及び投資主との合意による自己の投資口の取得） 1．～2.　（現行どおり）
第9条（開催及び招集） 1.　（条文省略） 2.　本投資法人の投資主総会は、平成27年8月15日及び同日以後遅滞なく招集し、以後、隔年毎の8月15日及び同日以後遅滞なく招集する。また、本投資法人は、必要あるときは随時投資主総会を招集する。 3.　～4.　（条文省略）	第9条（開催及び招集） 1.　（現行どおり） 2.　本投資法人の投資主総会は、平成29年7月25日及び同日以後遅滞なく招集し、以後、隔年毎の7月25日及び同日以後遅滞なく招集する。また、本投資法人は、必要あるときは随時投資主総会を招集する。 3.　～4.　（現行どおり）
第17条（執行役員及び監督役員の選任及び任期） 1.　（条文省略） 2.　執行役員及び監督役員の任期は、就任後2年とする。 但し、補欠又は増員のために選任された執行役員又は監督役員の任期は、前任者又は在任者の残存期間と同一とする。 3.　（条文省略）	第17条（執行役員及び監督役員の選任及び任期） 1.　（現行どおり） 2.　執行役員及び監督役員の任期は、就任後2年とする。 但し、投資主総会の決議によって、法令に定める限度において、その期間を延長又は短縮することを妨げない。また、補欠又は増員のために選任された執行役員又は監督役員の任期は、前任者又は在任者の残存期間と同一とする。 3.　（現行どおり）

現　　行　　規　　約	変　　　更　　　案
第20条（招集） 1．役員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、執行役員が1人の場合は当該執行役員が、執行役員が2人以上の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1人がこれを招集し、その議長となる。 2.　（条文省略） 3.　（条文省略）	第20条（招集） 1．役員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、執行役員が1人の場合は当該執行役員が、執行役員が2人以上の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1人がこれを招集する。 2.　（現行どおり） 3.　（現行どおり）
第23条（会計監査人の選任） 会計監査人は、投資主総会によって選任する。但し、法令の規定により、設立の際に選任されたものとみなされる会計監査人はこの限りではない。	第23条（会計監査人の選任） 会計監査人は、法令に別段の定めがある場合を除き、投資主総会の決議によって選任する。
第27条（資産運用の基本方針） 本投資法人は、不動産等（第29条第1項第(2)号に定義する。）及び不動産対応証券（第29条第1項第(3)号に定義する。）（以下、不動産等及び不動産対応証券を併せて「不動産関連資産」と総称する。）への継続的な投資を通じて、中長期にわたる安定した収益の確保と運用資産の着実な成長を図ることにより、投資主価値の最大化を目指すことを基本方針とする。	第27条（資産運用の基本方針） 本投資法人は、資産を主として不動産等資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号、その後の改正を含む。）に定めるもののうち、不動産、不動産の賃借権、地上権及びこれらの資産のみを信託する信託の受益権をいう。以下同じ。）に対する投資として運用することを目的とし、継続的な投資を通じて、中長期にわたる安定した収益の確保と運用資産の着実な成長を図ることにより、投資主価値の最大化を目指すことを基本方針とする。
第28条（投資態度） 1．本投資法人は、不動産関連資産を主たる投資対象とする。 2.　（条文省略） 3.　（条文省略）	第28条（投資態度） （削除） 1.　（現行どおり） 2.　（現行どおり）

現　　行　　規　　約	変　　更　　案
4．本投資法人が取得する資産の組入比率は以下の(1)及び(2)の方針によるものとする。 (1) 本投資法人は、特定不動産（不動産、不動産の賃借権若しくは地上権又は不動産の所有権、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいう。）の価額の合計額の本投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合を100分の75以上とする。 (2) 本投資法人は、その有する資産の総額のうちに占める租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号。その後の改正を含む。）第22条の19に規定する不動産等の価額の割合を100分の70以上とする。	3．本投資法人が取得する資産の組入比率は、特定不動産（不動産、不動産の賃借権若しくは地上権又は不動産の所有権、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいう。）の価額の合計額の本投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合を100分の75以上とする。 （削除）
第29条（資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲） 1．本投資法人は、第27条に定める基本方針に従い、主として以下に掲げる特定資産に投資する。なお、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。以下「金融商品取引法」という。）第2条第2項に定める有価証券表示権利について当該権利を表示する有価証券が発行されていない場合においては、当該権利を有価証券とみなして本項の規定を適用するものとする（本条第2項及び第3項において以下同じ。）。 (1)～(2)（条文省略）	第29条（資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲） 1．本投資法人は、第27条に定める基本方針に従い、以下に掲げる特定資産に投資する。なお、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。以下「金融商品取引法」という。）第2条第2項に定める有価証券表示権利について当該権利を表示する有価証券が発行されていない場合においては、当該権利を有価証券とみなして本項の規定を適用するものとする（本条第2項及び第3項において以下同じ。）。 (1)～(2)（現行どおり）

現　　行　　規　　約	変　　　更　　　案
(3) 裏付けとなる資産の2分の1を超える額を不動産等に投資することを目的とする次に掲げるもの（以下併せて「不動産対応証券」と総称する。）	(3) 裏付けとなる資産の2分の1を超える額を不動産等に投資することを目的とする次に掲げるもの（以下併せて「不動産対応証券」と総称し、不動産等及び不動産対応証券を併せて「不動産関連資産」と総称する。）
①～⑥　（条文省略）	①～⑥（現行どおり）
2.　（条文省略）	2.　（現行どおり）
(1)～(15)（条文省略）	(1)～(15)（現行どおり）
（新設）	(16) 再生可能エネルギー発電設備（投信法施行令に定めるものをいう。）
3.　（条文省略）	3.　（現行どおり）
(1)～(3)　（条文省略）	(1)～(3)（現行どおり）
(4) 動産（民法（明治29年法律第89号、その後の改正を含む。）に定めるものをいう。）	(4) 動産（民法（明治29年法律第89号、その後の改正を含む。）に定めるものをいい、再生可能エネルギー発電設備に該当するものを除く。）
(5)～(10)（条文省略）	(5)～(10)（現行どおり）
4.　（条文省略）	4.　（現行どおり）
第34条（決算期） 本投資法人の営業期間は、毎年6月1日から11月末日まで及び12月1日から翌年5月末日まで（以下、各営業期間の末日をそれぞれ「決算期」という。）とする。但し、本投資法人の第1期営業期間は、本投資法人成立の日から平成24年5月末日までとする。	第34条（決算期） 本投資法人の営業期間は、毎年6月1日から11月末日まで及び12月1日から翌年5月末日まで（以下、各営業期間の末日をそれぞれ「決算期」という。）とする。

現　　　行　　　規　　　約	変　　　　更　　　　案
第35条（金銭の分配の方針） 1.　　　　（条文省略） (1) 本投資法人の運用資産の運用等によって生じる分配可能金額（以下「分配可能金額」という。）は、投信法及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して決算期毎に算出される利益（貸借対照表上の純資産額から出資総額、出資剰余金及び評価・換算差額等の合計額を控除した額をいう。）の金額をいう。 (2) 分配金額は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号、その後の改正を含む。）第67条の15第1項（以下「投資法人に係る課税の特例規定」という。）に規定される本投資法人の配当可能利益の額の100分の90に相当する金額を超えて分配するものとして、本投資法人が決定する金額とする（但し、分配可能金額を上限とする。）。なお、本投資法人は運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等を分配可能金額から積み立てることができる。 (3)　　　　（条文省略）	第35条（金銭の分配の方針） 1.　　　　（現行どおり） (1) 本投資法人の運用資産の運用等によって生じる分配可能金額（以下「分配可能金額」という。）は、投信法及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して決算期毎に算出される利益の金額をいう。 (2) 分配金額は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号、その後の改正を含む。）第67条の15第1項に規定される本投資法人の配当可能利益の額の100分の90に相当する金額を超えて分配するものとして、本投資法人が決定する金額とする（但し、分配可能金額を上限とする。）。なお、本投資法人は運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等のほか必要な金額を分配可能金額から積み立て、又は留保その他の処理を行うことができる。 (3)　　　　（現行どおり）

現行規約	変更案
2. 利益を超えた金銭の分配 本投資法人は、経済環境、不動産市場、賃貸市場等の動向により本投資法人が適切と判断する場合、前項第(2)号で定める分配金額に一般社団法人投資信託協会の規則において定める金額を加算した額を、分配可能金額を超えて分配することができる。また、上記の場合において金銭の分配金額が法令に定める投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決定した金額をもって金銭の分配をすることができる。 3. ～4.　（条文省略）	2. 利益を超えた金銭の分配 本投資法人は、経済環境、不動産市場及び賃貸市場等の動向、保有資産の状況並びに財務の状況等により本投資法人が適切と判断する場合、又は本投資法人における法人税等の課税の発生を抑えることができる場合、前項第(2)号で定める分配金額に一般社団法人投資信託協会の規則において定める金額を加算した額を、分配可能金額を超えて分配することができる。 3. ～4.　（現行どおり）
第39条（諸費用の負担） 1.　（条文省略） 2.　（条文省略） (1) 投資口の発行、上場及び上場維持に関する費用（券面の作成、印刷及び交付に係る費用を含む。） (2)～(12)（条文省略）	第39条（諸費用の負担） 1.　（現行どおり） 2.　（現行どおり） (1) 投資口及び新投資口予約権の発行、上場及び上場維持に関する費用（券面の作成、印刷及び交付に係る費用を含む。） (2)～(12)（現行どおり）
第41条（資産の運用、保管及びその他の業務及び事務の委託） 1.　（条文省略） 2.　（条文省略）	第41条（資産の運用、保管及びその他の業務及び事務の委託） 1.　（現行どおり） 2.　（現行どおり）

現　　行　　規　　約	変　　　更　　　案
3. 本投資法人の成立後に委託する事務のうち、本投資法人の発行する投資口及び投資法人債の募集に関する事務、発行する投資法人債の名義書換に関する事務、投資証券及び投資法人債券の発行に関する事務並びに投資法人債権者に係る事務（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号、その後の改正を含む。）に定める各事務のことをいう。）は、募集の都度、適宜、一般事務受託者を役員会で定め、一般事務委託契約を締結することとする。	（削除）
第9章　附　則 第1条（改正の効力発生） 1. 第5条第2項の新設にかかる改正は、投資法人が投資主との合意により自己の投資口の有償での取得を認める投信法の改正の施行日に効力を生じる。 2. 第9条第3項の新設にかかる改正は、投資主総会の招集手続における公告の省略を認める投信法の改正の施行日に効力を生じる。	第9章　附　則 第1条（改正の効力発生） 規約第3条（本店の所在する場所）の変更は、平成27年12月31日までに開催される本投資法人の役員会において決定する本投資法人の本店移転日をもって効力を生じるものとする。

第２号議案　規約一部変更の件（その２）

１．変更の理由

（１）運用報酬Ⅱの算定において、本投資法人が取得し保有する自己投資口の取扱いを明確化するため当該自己投資口数を発行済み投資口の総数から除外し、また投資口の併合又は分割が行われた場合の取扱いを明確化するため、調整規定を追加するものです（規約第37条第１項第（１）号②関係）。

（２）取得報酬の算定において、本投資法人が他の投資法人との合併により合併の相手方となる投資法人から資産を承継する場合が含まれることを明確化するため、文言の追加を行うものです（規約第37条第１項第（２）号関係）。

（３）取得報酬及び処分報酬の支払時期について、営業期間による調整を行わないこととするため、文言の削除を行うものです（規約第37条第１項第（２）号及び第（３）号関係）。

（４）上記のほか、規定内容の明確化及び特定の営業期間の終了により不要となった規定の削除等のために、必要な表現の変更、字句の修正等を行うものです（規約第37条第１項第（１）号①及び②関係）。

２．変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

（下線は変更部分）

現　行　規　約	変　更　案
第37条（資産運用会社に対する資産運用報酬の支払いに関する基準） 1.　　　（条文省略） (1)　　　（条文省略） ①　運用報酬Ⅰ 第1期営業期間の運用報酬Ⅰは無しとする。第2期以降の各営業期間については、本投資法人の直前の営業期間（但し、上場日が属する営業期間については、当該上場日が属する営業期間）（なお、上場日とは、本投資法人の投資口が東京証券取引所に上場した日をいう。以下同じ。）の決算期における貸借対照表に記載された総資産額に、100分の0.4（年率）を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じて得られる金額（なお、各営業期間の実日数に基づき1年を365日として日割計算によるものとし、1円未満を切捨てる。）を運用報酬Ⅰとする。 なお、本投資法人は、各営業期間に係る運用報酬Ⅰを、当該営業期間の決算期までに（但し、本投資法人の上場日が属する営業期間については、当該営業期間の決算期における貸借対照表上の総資産額の確定後、遅滞なく）資産運用会社に対して支払う。	第37条（資産運用会社に対する資産運用報酬の支払いに関する基準） 1.　　　（現行どおり） (1)　　　（現行どおり） ①　運用報酬Ⅰ 各営業期間について、本投資法人の直前の営業期間の決算期における貸借対照表に記載された総資産額に、100分の0.4(年率)を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じて得られる金額（なお、各営業期間の実日数に基づき1年を365日として日割計算によるものとし、1円未満を切捨てる。）を運用報酬Ⅰとする。 なお、本投資法人は、各営業期間に係る運用報酬Ⅰを、当該営業期間の決算期までに資産運用会社に対して支払う。

現　　行　　規　　約	変　　　更　　　案
②　運用報酬Ⅱ 第1期営業期間の運用報酬Ⅱは無しとする。第2期以降の各営業期間については、「本投資法人の当該決算期における運用報酬Ⅱ控除前分配可能金額（以下で定義される。）を当該決算期における発行済み投資口の総数で除した金額（以下「運用報酬Ⅱ控除前一口当たり分配金」という。）」に、「当該営業期間における不動産賃貸収益の合計から不動産賃貸費用（減価償却費及び固定資産除却損を除く。）を控除した金額（以下「NOI」という。）」と、100分の0.0002を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じて得られる金額（1円未満を切捨てる。）を運用報酬Ⅱとする。すなわち、以下の計算式で算出される。 運用報酬Ⅱ＝運用報酬Ⅱ控除前一口当たり分配金×NOI×0.0002％（上限料率の場合） （1円未満切捨て）	②　運用報酬Ⅱ 各営業期間について、「本投資法人の当該決算期における運用報酬Ⅱ控除前分配可能金額（以下で定義される。）を当該決算期における発行済み投資口の総数で除した金額（以下「運用報酬Ⅱ控除前一口当たり分配金」という。）」に、「当該営業期間における不動産賃貸収益の合計から不動産賃貸費用（減価償却費及び固定資産除却損を除く。）を控除した金額（以下「NOI」という。）」と、100分の0.0002を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じて得られる金額（1円未満を切捨てる。）を運用報酬Ⅱとする。すなわち、以下の計算式で算出される。 運用報酬Ⅱ＝運用報酬Ⅱ控除前一口当たり分配金×NOI×0.0002％（上限料率の場合） （1円未満切捨て）

現　　行　　規　　約	変　　　更　　　案
	発行済み投資口の総数について、本投資法人が当該決算期末において未処分又は未償却の自己の投資口を保有する場合、当該決算期末における発行済み投資口の総数から保有する自己の投資口の数を除いた数をいうものとし、また本投資法人の投資口につき併合又は分割が行われた場合には、併合又は分割が行われた営業期間以降の決算期における発行済み投資口の総数については、併合比率又は分割比率をもって併合前又は分割前の口数に調整された数とする。
本投資法人は、各営業期間に係る運用報酬Ⅱを、当該営業期間の決算確定後、3ヶ月以内に資産運用会社に対して支払う。 なお、運用報酬Ⅱ控除前分配可能金額とは、日本国において一般的に公正妥当と認められる企業会計基準に準拠して計算される税引前当期純利益(運用報酬Ⅱ及び控除対象外消費税等控除前)に繰越欠損金があるときはその金額を填補した後の金額をいうものとする。	本投資法人は、各営業期間に係る運用報酬Ⅱを、当該営業期間の決算確定後、3ヶ月以内に資産運用会社に対して支払う。 なお、「運用報酬Ⅱ控除前分配可能金額」とは、日本国において一般的に公正妥当と認められる企業会計基準に準拠して計算される税引前当期純利益(運用報酬Ⅱ及び控除対象外消費税等控除前)に繰越欠損金があるときはその金額を填補した後の金額をいうものとする。

現行規約	変更案
(2) 取得報酬 本投資法人は、本投資法人が不動産関連資産を取得した場合、取得報酬として、その取得代金（売買の場合は売買代金、交換の場合は交換により取得した当該不動産関連資産の評価額、出資による場合は出資金を意味する。但し、消費税及び地方消費税、並びに取得に要する費用（もしあれば）を除く。）に、100分の0.7(但し、本投資法人が定める利害関係人との取引の場合は100分の0.5とする。)を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じて得られる金額（1円未満を切捨てる。）を資産運用会社に対して支払う。 本投資法人は、かかる取得報酬を、当該資産の取得日が属する月の翌月末日まで（但し、翌月が本投資法人の翌営業期間となる場合は、取得日が属する月の末日まで）に、資産運用会社に対して支払う。	(2) 取得報酬 本投資法人は、本投資法人が不動産関連資産を取得（本投資法人が行う合併においては、合併に伴い承継）した場合、取得報酬として、その取得代金（売買の場合は売買代金、交換の場合は交換により取得した当該不動産関連資産の評価額、出資による場合は出資金を意味し、合併による承継の場合は、承継する不動産関連資産の合併時における評価額をいう。但し、消費税及び地方消費税、並びに取得又は承継に要する費用（もしあれば）を除く。）に、100分の0.7(但し、本投資法人が定める利害関係人との取引の場合は100分の0.5とする。)を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じて得られる金額（1円未満を切捨てる。）を資産運用会社に対して支払う。 本投資法人は、かかる取得報酬を、当該資産の取得日（合併の場合は合併の効力発生日）が属する月の翌月末日までに、資産運用会社に対して支払う。

現　　行　　規　　約	変　　　更　　　案
(3) 処分報酬 本投資法人は、本投資法人が不動産関連資産を処分し、それにより譲渡益が発生した場合、処分報酬として、その処分代金（売買の場合は売買代金、交換の場合は交換により処分した当該不動産関連資産の評価額を意味する。但し、消費税及び地方消費税、並びに処分に要する費用（もしあれば）を除く。）に、100分の0.5を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じて得られる金額（1円未満を切捨てる。）を資産運用会社に対して支払う。但し、本投資法人が定める利害関係人との取引の場合は、処分報酬は無しとする。 本投資法人は、かかる処分報酬を、当該資産の処分の日が属する月の翌月末日まで（但し、翌月が本投資法人の翌営業期間となる場合は、処分の日が属する月の末日まで）に、資産運用会社に対して支払う。	(3) 処分報酬 本投資法人は、本投資法人が不動産関連資産を処分し、それにより譲渡益が発生した場合、処分報酬として、その処分代金（売買の場合は売買代金、交換の場合は交換により処分した当該不動産関連資産の評価額を意味する。但し、消費税及び地方消費税、並びに処分に要する費用（もしあれば）を除く。）に、100分の0.5を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じて得られる金額（1円未満を切捨てる。）を資産運用会社に対して支払う。但し、本投資法人が定める利害関係人との取引の場合は、処分報酬は無しとする。 本投資法人は、かかる処分報酬を、当該資産の処分の日が属する月の翌月末日までに、資産運用会社に対して支払う。
2.　　　　（条文省略）	2.　　　　（現行どおり）

第３号議案　執行役員１名選任の件

執行役員細井成明は、平成27年９月７日をもって任期満了となります。つきましては、執行役員１名の選任をお願いするものであります。なお、選任される執行役員の任期は、平成27年９月８日より２年とします。

また、執行役員の選任に関する本議案は、平成27年６月29日開催の役員会における本投資法人の監督役員全員の同意をもって提出されたものであります。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴及び重要な兼職の状況	所有する本投資法人の投資口数
河合（石母田） 通恵 （かわい（いしもだ）みちえ） （昭和38年12月13日）	昭和62年４月　東急不動産株式会社 入社 平成19年４月　同 ビル事業本部 ビル事業部 部長 平成21年４月　東急不動産キャピタル・マネジメント株式会社 取締役執行役員 資産運用事業本部 資産開発部 部長 平成21年10月　東急不動産株式会社 ビル事業本部 投資企画室 部長 平成22年４月　同 ビル事業本部 ビル事業第一部 統括部長 平成24年４月　同 商業施設事業本部 商業施設開発部 統括部長 平成26年４月　同 執行役員 都市事業ユニット 都市事業本部 副本部長 平成26年４月　東急不動産キャピタル・マネジメント株式会社 取締役（非常勤） 平成26年４月　東急不動産ＳＣマネジメント株式会社 取締役（非常勤） 平成26年４月　東急不動産アクティビア投信株式会社 取締役（非常勤） 平成27年４月　同 代表取締役（現任）	０口

・上記執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社である東急不動産アクティビア投信株式会社の代表取締役であります。その他、執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

・石母田通恵の婚姻前の姓は「河合」であり、今後は原則として旧姓表記するものとします。

第４号議案　補欠執行役員１名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員１名の選任をお願いするものであります。なお、本議案において補欠執行役員選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人規約の定めにより、第３号議案における執行役員の就任日である平成27年９月８日より２年とします。

また、補欠執行役員の選任に関する本議案は、平成27年６月29日開催の役員会における本投資法人の監督役員全員の同意をもって提出されたものであります。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴、本投資法人における地位及び担当、並びに重要な兼職の状況	所有する本投資法人の投資口数
細井成明（ほそいなりあき） (昭和39年１月15日)	昭和62年４月　東急不動産株式会社 入社 総務部 昭和62年４月　同 ビル計画本部 昭和63年４月　同 ビル事業本部 平成４年７月　同 都市事業本部 平成６年10月　株式会社東急総合研究所 出向 平成９年10月　東急不動産株式会社 企画室 平成10年４月　同 都市事業本部 平成11年４月　同 ビル事業本部 平成12年７月　同 都市事業本部 課長 平成22年４月　同 商業施設事業本部 商業施設開発部 統括部長 平成23年４月　ＴＬＣタウンシップ株式会社（現東急不動産アクティビア投信株式会社）出向 常務取締役 兼 資産運用部長 平成25年４月　同 常務取締役（現任） 平成27年３月　アクティビア・プロパティーズ投資法人 執行役員（現任）	０口

・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社である東急不動産アクティビア投信株式会社の常務取締役であります。その他、補欠執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
・上記補欠執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を執行しております。
・なお、上記補欠執行役員については、その就任前に本投資法人の役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。

第５号議案　監督役員２名選任の件

監督役員山田洋之助及び有賀美典の両氏は、平成27年９月７日をもって任期満了となります。つきましては、監督役員２名の選任をお願いするものであります。なお、本議案において選任される監督役員の任期は、本投資法人規約の定めにより、就任する平成27年９月８日より２年とします。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、本投資法人における地位及び重要な兼職の状況	所有する本投資法人の投資口数
1	やまだ ようのすけ 山田 洋之助 （昭和34年５月２日）	平成元年４月　弁護士登録（第一東京弁護士会） 長島・大野法律事務所（現 長島・大野・常松法律事務所） 平成元年10月　山田法律事務所 パートナー 平成６年12月　三洋貿易株式会社 社外監査役 平成８年１月　学校法人田園調布雙葉学園 理事（現任） 平成16年３月　ヒゲタ醤油株式会社 監査役（現任） 平成16年６月　三菱倉庫株式会社 社外監査役（現任） 平成17年１月　最高裁判所司法研修所教官 刑事弁護 平成17年５月　山田・合谷・鈴木法律事務所 代表パートナー（現任） 平成18年５月　稲畑産業株式会社 独立委員（現任） 平成18年６月　兼松株式会社 社外監査役（現任） 平成23年９月　アクティビア・プロパティーズ投資法人 監督役員（現任） 平成26年10月　学校法人森村学園 理事（現任） 平成26年12月　三洋貿易株式会社 社外取締役（現任）	０口
2	ありが よしのり 有 賀 美 典 （昭和39年７月19日）	平成元年10月　中央新光監査法人 平成６年３月　公認会計士登録 平成７年10月　プライスウォーターハウスクーパース アムステルダム 出向 平成12年９月　中央青山監査法人 平成16年９月　公認会計士有賀美典事務所（現任） 平成16年９月　税理士酒巻敬二事務所 平成17年１月　税理士登録 平成23年９月　アクティビア・プロパティーズ投資法人 監督役員（現任） 平成25年１月　税理士有賀美典事務所（現任）	０口

・上記監督役員候補者両名は、いずれも本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
・上記監督役員候補者両名は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務全般を監督しております。

参考事項

　本投資主総会に提出される議案のうち、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第１項及び本投資法人規約第14条に規定する「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第１号議案、第２号議案、第３号議案、第４号議案及び第５号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しません。

以　上

第３回投資主総会会場ご案内図

会場　東京都千代田区丸の内二丁目７番２号
　　　ＪＰタワー ホール&カンファレンス （ＫＩＴＴＥ ４階）
　　　ホール１・２
電話　０３－５２２２－１８００

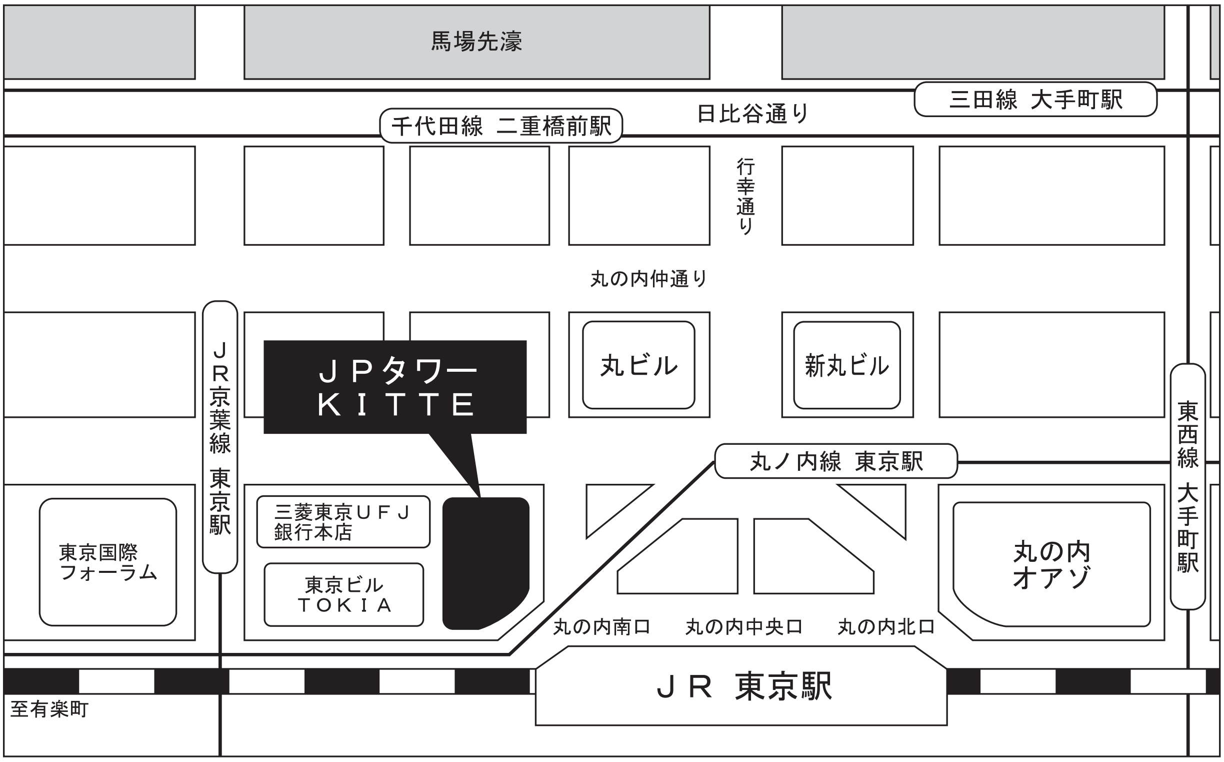

交通のご案内

Ｊ　Ｒ	「東京駅」（丸の内南口）	徒歩約１分
	「東京駅」（京葉地下丸の内口 出口11）	徒歩約３分
地下鉄	東京メトロ丸ノ内線「東京駅」地下道直結	
	東京メトロ千代田線「二重橋前駅」４番出口	徒歩約２分
	都営三田線「大手町駅」Ｄ１出口	徒歩約４分
	東京メトロ東西線「大手町駅」Ｂ１出口	徒歩約６分

なお、当日は、駐車場の用意はいたしておりませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

恐れ入りますが、同封の議決権行使書面を会場受付（４階）にてご提示ください。